

地球温暖化対策実行計画【区画施策編】改訂に伴う気候変動適応計画の統合について

1 計画改訂の背景

○ 国の状況

- ・令和 3 2 (2050) 年まで：温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする方針を表明し、その実現に向け「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を進めている。
- ・平成 3 0 年 1 2 月：気候変動適応法が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための仕組みが整備された。

○ 市の状況

- ・平成 2 5 年 6 月：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を策定した。
- ・平成 2 9 年 3 月：那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を時点修正した。
- ・令和 2 年 3 月：那須塩原市気候変動適応計画を策定した。

≪那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の短期目標年度が令和 2 年度であり、改訂時期を迎えている。≫

- ・最新の状況にあわせて全面的な計画の改訂を行い、令和 1 2 (2030) 年度の中期目標及び令和 3 2 (2050) 年度の長期目標を定める予定。
- ・地球温暖化による気候変動に対し、緩和と適応の両面からの取組を一体的に推進するため、那須塩原市気候変動適応計画を統合した計画とする。

2 計画改訂の取組

- 令和 2 年 1 0 月 市民・事業者アンケートの実施
- 令和 3 年 5 月 現計画の取組状況庁内調査
- 令和 3 年 7 月 庁内検討会議の設置 (予定)

3 その他

計画策定に当たっては、庁内検討会議とは別に、市内地域団体、関連企業、関係行政機関で組織する那須塩原市環境連絡会及び市環境基本条例に基づき、学識経験者等で組織する環境審議会からも意見を聴取する予定。